

平成三十年七月十七日受領
答弁第四三三三号

内閣衆質一九六第四三三三号

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員高木錬太郎君提出会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高木鍊太郎君提出会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「既存の災害関連情報システム」については、御指摘の「後継となる新たな災害関連情報システム」の予備のシステムとして運用を継続していたものである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「災害関連情報システム」については、関係機関において効果及び費用の面も勘案しつつ、適切な整備を行うものと考えている。

三について

お尋ねについては、内閣府において限られた人員で優先度の高い情報から登録を行っているためである。

四及び八について

内閣府において、昨年度から総合防災情報システムの更改に係る設計を行っているところであり、平成三十年四月十三日の会計検査院の報告書である「各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の

状況について」の内容や現行システムの課題を踏まえ、災害応急対策により資するシステムとなるよう、改善してまいりたい。

五について

御指摘の「機能」については、関係機関への周知が十分ではなかったと考えている。

六について

お尋ねについては、総合防災情報システムから配信する情報やその更新頻度に関する考え方の検討を行う必要があったためである。

七について

御指摘の「これだけ巨額の予算が使われていたにも拘わらず、ずさんな運用を会計検査院に指摘されたこと」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。